

北九州市立大学学則

平成 17 年 4 月 1 日
北九大学則第 1 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 18 条)
- 第 2 章 入学(第 19 条―第 29 条)
- 第 3 章 教育課程、履修方法及び単位の認定(第 30 条―第 38 条)
- 第 4 章 在学期間、休学、退学、除籍及び復学(第 39 条―第 43 条)
- 第 5 章 卒業及び学士の学位(第 44 条・第 45 条)
- 第 6 章 賞罰(第 46 条・第 47 条)
- 第 7 章 科目等履修生、特別科目等履修学生、委託生、研修員、コミュニティ・コース受講生、研究生及び外国人留学生(第 48 条―第 54 条)
- 第 8 章 授業料等の徴収(第 55 条)
- 第 9 章 社会貢献(第 56 条)
- 付則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 北九州市立大学(以下「本学」という。)は、時代を切り拓く知を創造し、人間性豊かで有能な人材を育成することによって、地域の産業、文化及び社会の発展並びにアジアをはじめとする国際社会の発展に貢献することを目的とする。

(自己評価及び外部評価)

- 第 2 条 本学は、教育研究水準の向上に資するため、本学の教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 本学は、前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。)第 109 条第 2 項に規定する認証評価機関の評価を受けるものとする。
- 3 第 1 項の点検及び評価並びに前項の評価に関し必要な事項は、別に定める。

(学部、学科、教育研究上の目的及び定員)

第 3 条 本学に置く学部(法第 85 条ただし書に規定する組織として置く学群を含む。以下同じ。)及び各学部の教育研究上の目的は、以下のとおりとする。

学部	目的
外国語学部	外国語の高度な運用能力を持ち、専攻する地域の文化・社会・歴史・政治経済と国際関係に関する専門的知識を有し、国際社会で活躍できるグローバルな人材の養成
経済学部	幅広い教養と経済・経営情報に関する基礎および応用分野の知識を持ち、社会や経済・経営の諸問題を論理的に分析し解決する能力を兼ね備えた人材の養成
文学部	自文化の発信と異文化への理解を深める能力を持つ世界的な視野に立った人材、または、真の意味での人間の健康的な生活のあり方を探求する人材の養成

法学部	社会における様々な問題を発見・分析する能力を備え、法的思考力や政策立案・評価能力を駆使することにより、弾力的で総合的な判断に基づいて問題を解決し、社会の発展に貢献することができる人材の養成
国際環境工学部	環境問題に対する深い認識（環境マインド）を持ち、工学の多様化に対応できる基礎素養と工学的専門知識ならびに問題解決能力を備え、社会の持続的発展に貢献できる人材の養成
地域創生学群	幅広い教養と実践力を持った専門性を備え、地域に関する理論と現場理解により地域社会をマネジメントし、地域の再生と創造に貢献できる人材の養成

2 第1項に規定する学部置く学科（学類を含む。以下同じ。）及び教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学部	学科	目的
外国語学部	英米学科	高度な英語運用能力と、英米および英語圏の文化・社会の諸問題についての専門的知識を兼ね備えた、国際社会で活躍できる人材の養成
	中国学科	高度かつ実践的な中国語運用能力と、中国及び中国語圏の言語・文学・文化・歴史・経済などに関する専門的知識を兼ね備えた、国際社会で活躍できる人材の養成
	国際関係学科	国際関係と地域研究の発展的な知識と、英語を中心に優れた語学力を兼ね備え、グローバルな視野に立って活躍できる国際人の養成
経済学部	経済学科	豊かな教養と経済学の基礎及び応用分野に関する知識を兼ね備え、理論と実践を統合することにより、社会や経済の諸問題を解決できる人材の養成
	経営情報学科	幅広い教養を身につけ、経営学を理解し、情報科学や会計学の手法も駆使することで、さまざまな企業経営や社会に関する諸問題を解決できる人材の養成
文学部	比較文化学科	日本文化と欧米文化をはじめとする異文化への深い認識を持ち、自文化の発信と異文化への理解を深める能力を持つ世界的な視野に立った人材の養成
	人間関係学科	人間の存在、行動、発達を社会環境や自然環境などとの関連において学際的、総合的に把握し、真の意味での人間の健康的な生活のあり方を探求する人材の養成
法学部	法律学科	法理論の深い理解、広い知識及び総合的判断力を持ち、法現象に対して弾力的に対処

		し得る法的思考力・処理能力を備えた人材の養成
	政策科学科	地域社会、国際社会などにおける様々な問題を発見し分析する能力、解決策を立案する能力、さらに評価能力を有した人材の養成
国際環境工学部	環境化学工学科	化学に関する基礎学力と実践力を身につけ、物質変換を含む物質の流れを制御することにより物質の生産、エネルギー・資源循環、環境改善を実現する人材の養成
	機械システム工学科	機械システム技術者として、環境に配慮したもののづくりで、「豊かな社会」と「持続可能な社会」との両立に貢献できる人材の養成
	情報システム工学科	電子・情報・通信を基礎とする情報システム工学を理解し、情報環境の生み出す諸問題を解決できる能力を持つ人材の育成
	建築デザイン学科	建築デザインおよび建築技術に関する基礎学力と実践力を身に付け、地球環境に配慮した建築・都市の創造と保全に貢献できるアーキテクト・マインドと技術者倫理を理解した人材の養成
	生命工学科	生物や生態系を活用して新しい材料や技術を提案できるとともに、マネジメント手法や環境管理手法を身に付けた人材の養成
地域創生学群	地域創生学類	幅広い教養と実践力を持った専門性を備え、地域に関する理論と現場理解により地域社会をマネジメントし、地域の再生と創造に貢献できる人材の養成

3 第1項に規定する学部の定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
外国語学部	英米学科	135 人	540 人
	中国学科	50 人	200 人
	国際関係学科	80 人	320 人
経済学部	経済学科	142 人	568 人
	経営情報学科	142 人	568 人
文学部	比較文化学科	142 人	568 人
	人間関係学科	80 人	320 人
法学部	法律学科	177 人	708 人
	政策科学科	76 人	304 人
国際環境工学部	環境化学工学科	45 人	180 人

	機械システム工学科	45 人	180 人
	情報システム工学科	70 人	280 人
	建築デザイン学科	50 人	200 人
	生命工学科	45 人	180 人
地域創生学群	地域創生学類	120 人	480 人

(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

2 大学院については、別に定める。

(職員)

第5条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

(学長)

第6条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 学長は、本学の教育研究に関する重要事項について決定しようとするときは、教育研究審議会の審議結果を尊重するものとする。

(副学長)

第7条 本学に副学長を置く。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 副学長に関し必要な事項は、別に学長が定める。

(学部長及び学科長)

第8条 本学の学部(学群を除く。)に学部長及び学科長、学群に学群長及び学類長を置く。

2 学部長(学群長を含む。第44条第2項の規定を除き、以下同じ。)は、学部に関する校務をつかさどる。

3 学科長(学類長を含む。以下同じ。)は、学部長の職務を助けるとともに、学科に関する校務をつかさどる。

4 学部長及び学科長に関し必要な事項は、別に学長が定める。

(教授会)

第9条 学部に教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に学長が定める。

(付属施設)

第10条 本学に地域戦略研究所、国際教育交流センター、図書館、基盤教育センター、入試センター、キャリアセンター、地域貢献室、地域共生教育センター、情報総合センター環境技術研究所及び広報センターを置く。

(地域戦略研究所)

第11条 地域戦略研究所は、都市等地域に関する諸問題について、総合的調査研究を行うことを目的とする。

2 地域戦略研究所に関し必要な事項は、別に学長が定める。

(国際教育交流センター)

第 12 条 国際教育交流センターは、本学における日本語に関する教育及び研究並びに国際交流の推進に資することを目的とする。

2 国際教育交流センターに関し必要な事項は、別に学長が定める。

(図書館)

第 13 条 図書館は、本学における学術資料を集積し、利用に供するとともに、教育研究活動に資することを目的とする。

2 図書館に関し必要な事項は、別に学長が定める。

(基盤教育センター)

第 13 条の 2 基盤教育センターは、第 3 条第 2 項に規定する各学科において共通して開設される基盤教育科目（教養教育科目、情報教育科目及び外国語教育科目から構成される科目をいう。）の企画・実施及び教育内容・方法などの系統的研究を行い、自ら考え判断して生きていくための「基盤」となる能力を備えた人材の養成に資することを目的とする。

2 基盤教育センターに関し必要な事項は、別に学長が定める。

(入試センター)

第 13 条の 3 入試センターは、本学における入学試験の調整、とりまとめを行うとともに入学試験の適正な実施を統括し、優秀な学生の入学に資することを目的とする。

2 入試センターに関し必要な事項は、別に学長が定める。

(キャリアセンター)

第 13 条の 4 キャリアセンターは、本学における学生の就職及び進路に関するキャリア支援を行い、学生の就職及び進路の決定に資することを目的とする。

2 キャリアセンターに関し必要な事項は、別に学長が定める。

(地域貢献室)

第 13 条の 5 地域貢献室は、本学における地域貢献及び地域連携の推進に資することを目的とする。

2 地域貢献室に関し必要な事項は、別に学長が定める。

(地域共生教育センター)

第 13 条の 6 地域共生教育センターは、地域社会における実践活動を通じ、次世代を担う人材の育成を目指すとともに、併せて本学の地域貢献活動の一翼を担うことを目的とする。

2 地域共生教育センターに関し必要な事項は、別に学長が定める。

(情報総合センター)

第 13 条の 7 情報総合センターは、本学における高度情報化のための基盤を整備し、教育研究活動に資することを目的とする。

2 情報総合センターに関し必要な事項は、別に学長が定める。

(環境技術研究所)

第 13 条の 8 環境技術研究所は、産業発展や災害対策に寄与するために、環境、エネルギー及び情報分野等の研究と技術開発を進めることを目的とする。

2 環境技術研究所に関し必要な事項は、別に学長が定める。

(広報センター)

第 13 条の 9 広報センターは、優秀な学生の志願者及び入学者の確保及び社会に向けて本学の認知度・知名度向上のため、広報活動を推進することを目的とする。

2 広報センターに関し必要な事項は、別に学長が定める。

(留学生会館)

第 14 条 本学に留学生会館を置く。

2 留学生会館は、外国人留学生に居住及び交流の場を提供することにより、留学生活の支援並びに外国人留学生相互及び外国人留学生と市民との交流の促進に資することを目的とする。

3 留学生会館の管理に関し必要な事項は、別に学長が定める。

(事務局)

第 15 条 本学に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(修業年限)

第 16 条 本学の修業年限は、4 年とする。

(学年及び学期)

第 17 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。ただし、第 54 条第 1 項の規定により入学を許可された外国人留学生のうち学長が特に必要と認めたものに係る学年は、10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。

2 学年を次の 2 学期に分ける。

第 1 学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

第 2 学期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

3 前項の規定にかかわらず、学長が教育上特に必要と認める場合には、第 2 学期の授業を第 1 学期中に行うことができる。

(休業日)

第 18 条 休業日は次のとおりとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合には、休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(2) 創立記念日 5 月 4 日

(3) 夏期休業 8 月 8 日から 9 月 30 日まで

(4) 冬期休業 12 月 26 日から翌年の 1 月 7 日まで

第 2 章 入学

(入学の資格)

第 19 条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育

施設の当該課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格したもの（同令附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 法第 90 条第 2 項の規定により他の大学に入学した者であって、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると、教授会の議を経て、学長が認めたもの

(9) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると、教授会の議を経て、学長が認めた者で、18 歳に達したもの

（入学の時期）

第 20 条 入学の時期は、学年の始めとする。

（入学の出願）

第 21 条 本学に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、本学が定める入学願書その他本学が必要と認める書類を提出するとともに、別に定める入学検定料を納めなければならない。

（入学者の選考）

第 22 条 入学志願者に対しては、選考の上教授会の議を経て学長が合格を決定する。

（入学の許可等）

第 23 条 前条の規定により合格を決定された者は、学長の定める入学に関する手続を指定の期日までに完了しなければならない。

2 学長は、前項の入学に関する手続を完了した者に対して入学を許可する。

第 24 条 削除

（学士入学）

第 25 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者が本学に入学を志願する場合には、選考の上教授会の議を経て学士入学者として入学を許可することができる。

(1) 本学を卒業した者

(2) 他の大学を卒業した者

(3) 法第 104 条第 3 項の規定により学士の学位を授与された者

(4) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者

(5) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号。）第 155 条第 1 項第 4 号の文部科学大臣の指定した者。

(6) 前各号に定めるもののほか、本学又は他の大学を卒業した者と同等以上の学力があると、教授会の議を経て、学長が認めた者

（編入学）

第 26 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者が本学に入学を志願する場合には、選考の上教授会の議を経て入学を許可することができる。

(1) 他の大学を退学した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 法第 132 条に規定する者

(5) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者

- (6) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。）
- (7) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校を含む。）の専攻科の課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。）

（再入学）

第 27 条 学長は、第 41 条の規定により退学した者又は第 42 条第 1 項の規定により除籍された者が退学し、又は除籍されるときに在籍していた学科又は専攻（当該学科又は専攻が廃止されているときは、当該学科又は専攻に相当する学科又は専攻として学長が定める学科又は専攻）に再入学を志願する場合には、選考の上教授会の議を経て再入学を許可することができる。

- 2 前項の場合において、再入学を志願する者が退学し、又は除籍された日から再入学しようとする日までの期間が 5 年を超える場合には、前項の選考においては学力試験を行うものとする。

（準用）

第 28 条 第 21 条及び第 23 条の規定は、第 24 条から前条までの規定により入学をしようとする者について準用する。

（転学部）

第 28 条の 2 学長は、本学の学生で、他の学部への転学部を志願する者がいるときは、選考の上志願しようとする学部の教授会の議を経てこれを許可することができる。

（転学科）

第 29 条 学長は、同一の学部内での転学科を志願する者がいるときは、当該学部の教授会の議を経てこれを許可することができる。

第 3 章 教育課程、履修方法及び単位の認定

（教育課程の編成方針）

第 30 条 本学は、大学、学部の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

（教育課程の編成方法）

第 31 条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目又は自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

- 2 各授業科目、その単位数及び履修方法等については、学部規程で定める。

（副専攻）

第 31 条の 2 第 30 条第 1 項により編成する教育課程として、学部の教育課程のほか特定分野に関する教育課程（以下「副専攻」という。）を開設することができる。

- 2 副専攻に関し必要な事項については、別に学長が定める。

(授業の方法)

第 32 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 学部長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、教授会の議を経て、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 学部長は、教授会の議を経て、第 1 項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 第 1 項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、本学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位)

第 33 条 授業科目の単位の計算は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次に掲げる基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で学長が別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で学長が別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業設計の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、学長が単位数を定めることができる。

(履修)

第 34 条 学生は、第 31 条第 2 項の規定により定められた履修方法に従い履修しなければならない。

- 2 学生は、他の学部又は学科の授業科目を履修し、その単位を修得することができる。
- 3 前項に規定する履修及び単位の修得に関し必要な事項は、別に学長が定める。
- 4 学部長は、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

(単位の授与及び成績の評価)

第 35 条 一の授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第 33 条第 2 項に規定する授業科目については、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

- 2 成績の評価は、秀、優、良、可及び不可とし、秀、優、良及び可を合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 36 条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で、教授会の議を経て本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合について準用する。
- 3 他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学における授業科目の履修について必要な事項は、別に学部長が定める。

(本学以外の教育施設等における学修)

第 37 条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修（第 3 項において「本学以外の教育施設等における学修」という。）を、教授会の議を経て本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

3 本学以外の教育施設等における学修について必要な事項は、別に学部長が定める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第 38 条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を教授会の議を経て本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を教授会の議を経て本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、第 24 条、第 25 条又は第 26 条の規定により入学した場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 36 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）及び前条第 1 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

4 入学前に既に修得した単位等の認定に関し必要な事項は、別に学部長が定める。

第 4 章 在学期間、休学、退学、除籍及び復学

（在学期間）

第 39 条 在学期間は、4 年以上 8 年以下とする。ただし、進級制度（第 2 年次から第 3 年次への進級について、学部規程で定める基準を満たしている学生を進級させる制度をいう。）を採用する学部に係る在学期間については、進級前又は進級後の年次に係る合計の年数がそれぞれ 4 年以下とする。

2 前項の規定にかかわらず、第 25 条から第 27 条までの規定により第 2 年次に入学した者の在学期間にあつては 3 年以上 6 年以下、第 3 年次に入学した者の在学期間にあつては 2 年以上 4 年以下、第 27 条の規定により第 4 年次に入学した者の在学期間にあつては 1 年以上 2 年以下とする。ただし、国際環境工学部の第 2 年次に入学した者が当該年次に留まることができる年数は 2 年以下とする。

3 学生が学長の許可を受けて外国の大学又は短期大学に留学する場合には、留学期間は、在学期間に算入する。

（休学）

第 40 条 学長は、疾病その他やむを得ない理由により 3 月以上修学することができない者に対して、その者の願い出により、教授会の議を経て休学を許可することができる。

2 休学期間は、4 年を超えることができない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

4 前 3 項に規定するもののほか、休学に関し必要な事項は、別に学長が定める。

（退学）

第 41 条 退学しようとする者は、学長に退学願を提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の退学願を受け付けたときは、その者について、教授会の議を経て退学を許可することができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、退学に関し必要な事項は、別に学長が定める。

(除籍)

第42条 学長は、授業料の納入を怠り、督促を受けてもなお指定期日までに納入しない者を除籍する。

2 学長は、教授会の議を経て次の各号のいずれかに該当する者を除籍する。

- (1) 第39条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第40条第2項に規定する休学期間を超えた者
- (3) 死亡した者

(復学)

第43条 学長は、第40条第1項の規定により休学した者で休学の事由が消滅したものが復学を願い出たときは、教授会の議を経てこれを許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、復学に関し必要な事項は、別に学長が定める。

第5章 卒業及び学士の学位

(卒業及び学士の学位)

第44条 学長は、本学に4年（第25条から第27条までの規定により第2年次に入学した者にあつては3年、第24条から第27条までの規定により第3年次に入学した者にあつては2年、第27条の規定により第4年次に入学した者にあつては1年）以上在学し、学部規程に定める授業科目及びその単位数で次の表に定めるものを修得した者に対して教授会の議を経て卒業を認定する。この場合において必要があると認めるときは、学部規程中に、在学期間及び卒業要件単位に加え、卒業の要件を設けることができる。

学部	学科	単位数
外国語学部	英米学科	124 単位
	中国学科	124 単位
	国際関係学科	124 単位
経済学部	経済学科	124 単位
	経営情報学科	124 単位
文学部	比較文化学科	124 単位
	人間関係学科	124 単位
法学部	法律学科	124 単位
	政策科学科	124 単位
国際環境工学部	環境化学工学科	124 単位
	機械システム工学科	124 単位
	情報システム工学科	124 単位
	建築デザイン学科	124 単位
	生命工学科	124 単位
地域創生学群	地域創生学類	124 単位

2 前項の規定にかかわらず、学長は、学部（学群を除く。）に3年以上在学し、学部規程

に定める授業科目及びその単位数で同項の表に定めるものを優秀な成績で修得した者が希望する場合には、教授会の議を経て、4年未満の在学中で卒業を認定することができる。ただし、学士入学者、編入学者及び再入学者に対する取り扱いについては、教授会の議を経て学長が別に定める。

- 3 第1項に規定する単位数のうち、第32条第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。
- 4 学長は、第1項又は第2項の規定により卒業を認定した者に対し、別に学長が定めるところにより、教授会の議を経て、学士の学位を授与する。
- 5 第1項又は第2項の規定による卒業の認定及び前項の規定による学位の授与は、3月に行う。ただし、学長は、第1項に規定する単位数を修得した者から願い出があったときは、教授会の議を経て9月にこれを行うことができる。

(教育職員免許状の取得)

第45条 教育職員免許状を授与されるに必要な資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める単位数を修得しなければならない。

- 2 本学において取得し得る教育職員免許状の種類等は、別表のとおりとする。
- 3 本学は、前項に規定する各学科に共通する「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「大学が独自に設定する科目」を開設するものとする。

(社会福祉士国家試験受験資格の取得)

第45条の2 社会福祉士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に定める社会福祉に関する科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

- 2 前項に規定する科目の単位数及び履修方法については、学部規程で定める。

第6章 賞罰

(表彰)

第46条 学生として模範とするに足る者は、教育研究審議会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て学長はこれを懲戒することができる。

- (1) この学則その他の規程に違反した者
 - (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなく出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告とし、退学は前項第2号又は第4号に該当する者に限り行うことができる。
 - 3 前2項に規定するもののほか、懲戒に関し必要な事項は、別に学長が定める。

第7章 科目等履修生、特別科目等履修学生、委託生、研修員、コミュニティ・コース受講生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第48条 学長は、本学の学生以外の者が本学の開設する授業科目を履修しようとする場合

において、本学の教育に支障がないと認めるときは、選考の上教授会の議を経て科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生が履修した授業科目については、所定の単位を与える。
- 3 第35条第1項本文及び第2項の規定は、科目等履修生の単位の認定について準用する。
- 4 前3項に規定するもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が別に定める。

(特別科目等履修学生)

第49条 学長は、他の大学、高等専門学校又は外国の大学（以下「他の大学等」という。）との協議に基づき、教授会の議を経て、当該他の大学等の学生が特別科目等履修学生として、本学の開設する授業科目を履修することを許可することができる。

- 2 前項の協議をやむを得ない事由により事前に行うことができない場合については、同項の規定にかかわらず、事後において当該協議を行うことができる。
- 3 特別科目等履修学生が本学において履修した授業科目については、所定の単位を与える。
- 4 前3項に規定するもののほか、特別科目等履修学生に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が別に定める。

(委託生)

第50条 学長は、公の機関又は団体との協議に基づき、その機関又は団体に所属する者が委託生として本学の開設する授業科目を履修することを教授会の議を経て許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、委託生に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が別に定める。

(研修員)

第51条 学長は、他の大学、研究機関その他学外の団体（以下「他の大学等」という。）が、その所属する者について、本学において研修を行わせることを申し出た場合には、教授会の議を経て、当該他の大学等に所属する者が研修員として、本学において研修することを、許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、研修員に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が別に定める。

(コミュニティ・コース受講生)

第52条 学長は、コミュニティ・コース受講生として本学の開設する授業科目を履修しようとする者がある場合は、本学の教育に支障がないと認めるときに限り、選考の上教授会の議を経てその受講を許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、コミュニティ・コース受講生に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が別に定める。

(研究生)

第53条 学長は、国際環境工学部で特定の事項について研究しようとする者について、選考の上教授会の議を経て研究生として入学を許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、研究生に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が別に定める。

(外国人留学生)

第54条 学長は、外国人で本学において教育を受ける目的をもって入国し、入学を志願するものに対しては、特別の選考の上教授会の議を経て外国人留学生として入学を許可する

ことができる。

- 2 外国人留学生の選考その他入学に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が別に定める。

第8章 授業料等の徴収

(授業料等の徴収)

第55条 授業料、入学金その他の費用の徴収については、別に定める。

第9章 社会貢献

(社会貢献)

第56条 本学は、社会貢献に資するため、他大学等の教育機関との連携、公開講座等の生涯学習の推進等による地域社会との連携及び留学生等との交流促進等による国際交流の推進を行うものとする。

- 2 前項の社会貢献に関して必要な事項は、学長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 外国語学部の外国語学科（英語専攻に限る。）及び国際関係学科、経済学部の経済学科及び経営情報学科、文学部の人間関係学科並びに法学部の法律学科及び政策科学学科における昼間主コースの平成17年度及び平成18年度の収容定員は、第3条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区分				収容定員	
外国語学部	外国語学科	英語専攻	昼間主コース	平成 17 年度	366 人
				平成 18 年度	362 人
	国際関係学科		昼間主コース	平成 17 年度	266 人
				平成 18 年度	262 人
経済学部	経済学科 経営情報学科		昼間主コース	平成 17 年度	635 人
				平成 18 年度	625 人
文学部	人間関係学科		昼間主コース	平成 17 年度	303 人
				平成 18 年度	301 人
法学部	法律学科		昼間主コース	平成 17 年度	643 人
				平成 18 年度	641 人
	政策科学科		昼間主コース	平成 17 年度	284 人
				平成 18 年度	276 人

- 3 別表の規定は、平成17年度以後の入学者（学士入学者、編入学者及び再入学者を除く。以下同じ。）について適用し、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例による。

- 4 別表の規定は、平成19年度以後の学士入学者及び編入学者については適用し、平成18年度以前の学士入学者及び編入学者については、なお従前の例による。
- 5 別表の規定は、再入学者のうち、当該者が退学し、又は除籍される前に入学した年度が平成17年度以後である者について適用し、当該者が退学し、除籍される前に入学した年度が平成16年度以前であるものについては、なお従前の例による。
- 6 前4項に定めるもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が別に定める。

付 則

この規則は、平成18年1月10日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年3月22日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 外国語学部外国語学科は、改正後の第3条第2項の規程にかかわらず、平成18年3月31日に外国語学科に在学する者が外国語学科に在学なくなる日までの間存続するものとする。
- 3 前項の規程により存続する外国語学科の収容定員は、次のとおりとする。

区分			平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度以後
外国語 学科	英語専 攻	昼間主コース	270 人	180 人	90 人	0 人
		夜間主コース	75 人	50 人	25 人	0 人
	中国語 専攻	昼間主コース	105 人	70 人	35 人	0 人
		夜間主コース	30 人	20 人	10 人	0 人

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第35条及び別表の規定は、平成19年度以後の入学者（学士入学者、編入学者及び再入学者を除く。以下同じ。）について適用し、平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 学士入学者及び編入学者に係る第35条及び別表の規定の適用については、当該学士入学者及び編入学者が入学のときに属することとなる年次の在学者と同様とする。

- 4 改正後の第35条の規定は、再入学者のうち、当該者が退学し、又は除籍する前に入学した年度が平成19年度以後であるものについて適用し、当該者が退学し、又は除籍される前に入学した年度が平成18年度以前であるものについては、なお従前の例による。
- 5 再入学者に係る別表の規定の適用については、当該再入学者が再入学のときに属することとなる年次の在学者と同様とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 国際環境工学部環境化学プロセス工学科は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日に環境化学プロセス工学科に在学する者が環境化学プロセス工学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する環境化学プロセス工学科の収容定員は、次のとおりとする。

区分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度以後
国際環境工学部	環境化学プロセス工学科	160 人	110 人	55 人	0 人

- 4 改正後の第44条の規定は、平成20年度以後の入学者（第3年次編入学者及び再入学者を除く。以下同じ。）について適用し、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 5 第3年次編入学者に係る第44条の規定の適用については、当該第3年次編入学者が入学のときに属することとなる年次の在学者と同様とする。
- 6 再入学者に係る第44条の規定の適用については、当該再入学者が再入学のときに属することとなる年次の在学者と同様とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、平成20年度以後の入学者（学士入学者、編入学者及び再入学者を除く。以下同じ。）について適用し、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 学士入学者及び編入学者に係る別表の規定の適用については、当該学士入学者及び編入学者が入学のときに属することとなる年次の在学者と同様とする。
- 4 再入学者に係る別表の規定の適用については、当該再入学者が再入学のときに属することとなる年次の在学者と同様とする。

付 則

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項、第19条第8項、第24条第3号、第4号及び第8号、第25条第3号並びに第26条第4号の改正規定は、平成20年6月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 外国語学部の英米学科、中国学科及び国際関係学科、経済学部の経済学科及び経営情報学科、文学部の比較文化学科及び人間関係学科並びに法学部の法律学科及び政策科学科における夜間主コースは、改正後の第3条第4項の規定にかかわらず、当該夜間主コースに在学する者がいなくなるまでの間存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する夜間主コースの収容定員は、次のとおりとする。

区分			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度以後
外国語 学部	英米学科	夜間主コース	75 人	50 人	25 人	0 人
	中国学科	夜間主コース	30 人	20 人	10 人	0 人
	国際関係学科	夜間主コース	30 人	20 人	10 人	0 人
経済学 部	経済学科	夜間主コース	45 人	30 人	15 人	0 人
	経営情報学科	夜間主コース	45 人	30 人	15 人	0 人
文学部	比較文化学科	夜間主コース	45 人	30 人	15 人	0 人
	人間関係学科	夜間主コース	30 人	20 人	10 人	0 人
法学部	法律学科	夜間主コース	105 人	70 人	35 人	0 人
	政策科学科	夜間主コース	51 人	34 人	17 人	0 人

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第28条の2、第29条及び別表の規定は、平成21年度以後の入学者（学士入学者、編入学者及び再入学者を除く。以下同じ。）について適用し、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 学士入学者及び編入学者に係る第28条の2、第29条及び別表の規定の適用については、当該学士入学者及び編入学者が入学のときに属することとなる年次の在学者と同様とする。
- 4 再入学者に係る第28条の2、第29条及び別表の規定の適用については、当該再入学者が再入学のときに属することとなる年次の在学者と同様とする。
- 5 改正後の第45条の2の規定は、平成21年度以降の入学者（学士入学者、編入学者及び再入学者を含む。）に適用する。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第 44 条第 2 項の規定は、平成 23 年度以後の入学者（学士入学者、編入学者及び再入学者を除く。以下同じ。）について適用し、平成 22 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 学士入学者及び編入学者に係る改正後の第 44 条第 2 項の規定の適用については、当該学士入学者及び編入学者が入学のときに属することとなる年次の在学者と同様とする。
- 4 改正後の第 44 条第 2 項の規定は、再入学者のうち、当該再入学者が退学し、又は除籍される前に入学した年度が平成 23 年度以後である者について適用し、当該再入学者が退学し、又は除籍される前に入学した年度が平成 22 年度以前である者については、なお従前の例による。
- 5 再入学者に係る改正後の第 44 条第 2 項の規定の適用については、当該再入学者が再入学のときに属することとなる年次の在学者と同様とする。

付 則

この規則は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の第 24 条の規定により国際環境工学部の第 3 年次に入学した者は、改正後においては、第 25 条又は第 26 条の規定により本学に入学したものとみなす。
- 3 改正後の第 3 条第 4 項の規定にかかわらず、平成 25 年度の国際環境工学部の収容定員は、次のとおりとする。

区分		平成 25 年度
国際環境工学部	エネルギー循環化学科	184 人
	機械システム工学科	185 人
	情報メディア工学科	287 人
	建築デザイン学科	185 人
	環境生命工学科	184 人

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第 39 条第 2 項の規定は、平成 26 年度以降の入学者について適用し、平成 25 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 再入学に係る改正後の第 39 条第 2 項の規定は、当該再入学者が再入学のときに属することとなる年次の在学者と同様とする。

- 4 改正後の第45条第2項の規定は、平成25年度以降の入学者について適用し、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

付 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第45条第2項の規定は、平成26年度以降の入学者について適用し、平成25年度以前の入学者については、なお従前の例による。

付 則
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則
この規則は、平成27年7月30日から施行する。

付 則
この規則は、平成27年11月20日から施行する。

付 則
この規則は、平成28年2月23日から施行する。

- 付 則
(施行期日)
- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 地域創生学群における平成29年度から平成31年度までの収容定員は、改正後の第3条第3項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区分		平成29年度	平成30年度	平成31年度
地域創生学群	地域創生学類	390人	420人	450人

付 則
この規則は、平成29年5月1日から施行する。

付 則
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

- 付 則
(施行期日)
- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 外国語学部英米学科及び国際環境工学部建築デザイン学科における平成31年度から令和3年度までの収容定員は、改正後の第3条第3項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区分		平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
外国語学部	英米学科	468 人	492 人	516 人
国際環境工学部	建築デザイン学科	185 人	190 人	195 人

- 3 改正後の第 3 条第 2 項及び第 3 項並びに第 4 4 条の規定は、平成 3 1 年度以後の入学者（学士入学者、編入学者及び再入学者を除く。以下同じ。）について適用し、平成 3 0 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 4 学士入学者、編入学者及び再入学者に係る第 3 条第 2 項及び第 3 項並びに第 4 4 条の規定の適用については、学士入学者、編入学者及び再入学者が入学又は再入学のときに属することとなる年次の在学者と同様とする。

付 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第 4 5 条第 2 項及び第 3 項の規定は、平成 3 1 年度以降の入学者について適用し、平成 3 0 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

付 則
この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

- 付 則
(施行期日)
- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第 3 条第 2 項及び第 3 項並びに第 4 4 条の規定は、令和 6 年度以後の入学者（学士入学者、編入学者及び再入学者を除く。以下同じ。）について適用し、令和 5 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 学士入学者、編入学者及び再入学者に係る第 3 条第 2 項及び第 3 項並びに第 4 4 条の規定の適用については、学士入学者、編入学者及び再入学者が入学又は再入学のときに属することとなる年次の在学者と同様とする。

- 付 則
(施行期日)
- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第 3 条第 2 項及び第 3 項、第 4 4 条第 1 項並びに第 4 5 条第 2 項の規定は、令

和 7 年度以降の入学者（学士入学者、編入学者及び再入学者を除く。以下同じ。）について適用し、令和 6 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

- 3 学士入学者、編入学者及び再入学者に係る第 3 条第 2 項及び第 3 項、第 4 4 条第 1 項並びに第 4 5 条第 2 項の規定の適用については、学士入学者、編入学者及び再入学者が入学又は再入学の時に属することとなる年次の在学者と同様とする。

別表(第 45 条関係)

教育職員免許状の種類等

学部	学科	免許状の種類	免許状に係る教科の種類
外国語学部	英米学科	中学校教諭 1 種免許状	英語
		高等学校教諭 1 種免許状	英語
	中国学科	高等学校教諭 1 種免許状	中国語
	国際関係学科	中学校教諭 1 種免許状	社会・英語
		高等学校教諭 1 種免許状	公民・英語
文学部	比較文化学科	中学校教諭 1 種免許状	国語・英語
		高等学校教諭 1 種免許状	国語・英語
	人間関係学科	中学校教諭 1 種免許状	社会
		高等学校教諭 1 種免許状	公民